

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

岡山国民年金 事案 623

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月及び同年4月

平成2年3月に会社に就職したが、会社から厚生年金保険に加入できるのは約1か月半の研修を修了した2年5月からになると聞いたので、2年4月に、上司の許可を得て、勤務時間中に市役所へ行き国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の保険料を納付した記憶がある。申立期間が未加入期間となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間前後の期間において、4回にわたる国民年金及び厚生年金保険の切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的に記憶しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年9月まで

私が20歳になったころに市から国民年金関係の書類が送付され、母親がその書類を返送して国民年金に加入した。加入手続と同時に口座振替の手続を行ったと思うが、口座振替になるまでの申立期間の国民年金保険料を母親が納付書により納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が居住している市では、申立人の主張どおり、20歳になった者を対象に国民年金の加入手続書類を送付し、それに必要事項を記載して返送してもらう方法により国民年金に加入させていたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年8月に払い出されており、申立人が20歳になった直後に加入手続が行われている。

さらに、申立人の母親が記憶している国民年金保険料月額は申立期間の保険料月額とおおむね一致するなど、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月

昭和54年3月に厚生年金保険の適用事業所を退職した後、同年4月に市役所支所で国民年金の加入手続を行い、その時窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したので、申立期間が未加入期間となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、427か月の長期にわたって国民年金に加入し、その保険料をすべて納付しているとともに、昭和54年5月に結婚した後も61年4月に第3号被保険者制度ができるまで国民年金に任意加入しているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿では、昭和53年度検認記録欄に申立期間（1か月）及び厚生年金保険被保険者期間（11か月）を含む53年度の12か月間の国民年金保険料が納付済みと記録されており、行政側の記録管理の不備があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 626

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年3月から同年9月まで
② 昭和49年11月

昭和49年3月に夫が自営業を始めたため、夫と一緒に国民年金に加入した。国民年金の保険料は、近所の女性が毎月又は3か月ごとに集金に来ていたので、夫婦二人分を納付し、納付した際に保険料領収カードに押印してもらっていた。

昭和49年3月の保険料は加入手続きが遅れたため納付できなかったかもしれないが、一緒に国民年金保険料を納付していた夫は49年4月から納付済みとなっているのに、私は加入当初が未納とされ、しかも49年10月分が納付済みで、同年9月分及び11月分が未納との不自然な記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿の昭和49年10月の納付記録欄に「51.12.8」の表示があり、摘要欄に「49/10 700円 入 充当後の不足分」との記載がある。これは、申立人が昭和51年3月に厚生年金保険の被保険者になったため、納付されていた同年3月の国民年金保険料1,100円のうち900円を51年12月8日時点において未納となっていた申立人の49年10月の国民年金保険料に充当し、残り200円と同日に追徴した700円とを合わせて申立期間②の国民年金保険料として収納したことを示していると推認できる。
- 2 一方、申立期間①については、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は連番ではなく、それが払い出された時期も異なることから、申立人が夫婦一緒に国民年金に加入したとは考え難く、また、申立人の夫の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料は50年4月30日に銀行で納付さ

れていることが申立人が所持する領収書から確認できる上、申立人の49年11月の保険料については、上述のとおり、51年12月に納付されたことが推認され、夫と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立内容は不自然である。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、加入当初、昭和49年12月13日（任意）取得とされていたものが、50年3月28日の届出により49年3月1日（強制）取得に変更されていることが市の国民年金被保険者名簿により確認できるが、申立人には、このように資格取得が変更されていることや49年3月から同年11月までの国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無い上、申立人の被保険者資格日に変更された50年3月時点では、申立期間①の一部（昭和49年3月）の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできないと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年11月26日から12年4月1日まで

私は、夫とともに平成元年2月からA事業所に勤務し、12年3月に退職した。この勤務期間のうち、11年11月26日から12年4月1日までの期間については、事業主と解雇無効確認について係争中であったのでやむを得ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、11年11月分及び12月分の給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する給与支払明細書から、申立人は、A事業所に平成元年2月1日から11年11月30日まで継続して勤務し、同年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料額から59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、平成11年11月26日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年11月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年11月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち平成11年12月1日から12年4月1日までの期間

については、申立人は国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所の記録で確認できる。

また、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事業所の事務長は当該期間の厚生年金保険料を控除していないと証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月26日から12年4月1日まで

私は、妻とともに平成元年2月からA事業所に勤務し、12年3月に退職した。この勤務期間のうち、平成11年11月26日から12年4月1日までの期間については、事業主と解雇無効確認について係争中であったのでやむを得ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、11年11月分及び12月分の給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する給与支払明細書から、申立人は、A事業所に平成元年2月1日から11年11月30日まで継続して勤務し、同年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年11月の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料額から59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、平成11年11月26日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年11月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年11月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち平成11年12月1日から12年4月1日までの期間

については、申立人は国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所の記録で確認できる。

また、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事業所の事務長は当該期間の厚生年金保険料を控除していないと証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B所における資格取得日を昭和18年10月1日に、資格喪失日を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 18 年 10 月 1 日にA事業所にC職として採用され、D員として1か月間勤務した。A事業所には正規職員として採用され、同年 10 月分の厚生年金保険料が給与から控除されたと思うので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令、休職指示書、現役兵證書及び同僚の証言並びに事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は昭和 18 年 10 月 1 日付けで部品の製造のC職として採用されていることが申立てに係る事業所が発出している辞令書により確認できる上、A事業所における申立人の同僚は、「申立人は、C職として採用されたと思う。申立人が辞令書をもっていれば正規職員であり、一日でも勤務していれば社会保険に加入していたはずである。」と証言しており、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっている記録が確認できる。

さらに、A事業所のE長は「当時の資料を保存していないので、申立人に係る厚生年金保険料の控除については確認できないが、関係資料（辞令書、現役兵證書、休職指示書）及び申立内容等に基づき総合的に勘案すると、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたものと考えてのが妥当である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、辞令書に記載されている報酬額から70円とすることが妥当と推認する。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年9月1日から14年10月1日までの期間、15年5月1日から同年10月1日までの期間、16年3月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から17年7月1日までの期間及び同年8月1日から18年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録をそれぞれ平成13年9月から14年9月までを22万円に、15年5月から同年9月までを22万円に、16年3月を22万円に、同年4月、6月及び同年7月を20万円に、同年9月から同年11月までを22万円に、同年12月を20万円に、17年1月を22万円に、同年2月を20万円に、同年3月から同年6月までを22万円に、同年8月から同年12月までを22万円に、18年1月を20万円に、同年2月から同年3月までを22万円に、同年4月を19万円に、同年5月から同年6月までを22万円に、同年7月を17万円に、同年8月を22万円に、同年9月から同年10月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から平成18年11月1日

昭和52年4月から平成20年10月までA事業所にB職として勤務していた。勤務した当初から給与の支給総額は22万円ぐらいであり、A事業所が社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と相違しているので修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を

行う場合は、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年9月1日から14年10月1日までの期間、15年5月1日から同年10月1日までの期間、16年3月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から17年7月1日までの期間及び同年8月1日から18年11月1日までの期間については、申立人の所持する源泉徴収票の社会保険料等の金額に見合う標準報酬月額及び賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成13年9月から14年9月までは22万円、15年5月から同年9月までは22万円、16年3月は22万円、同年4月、6月及び同年7月は20万円、同年9月から同年11月までは22万円、同年12月は20万円、17年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までは22万円、同年8月から同年12月までは22万円、18年1月は20万円、18年2月から同年3月までは22万円、同年4月は19万円、同年5月から同年6月までは22万円、同年7月は17万円、同年8月は22万円及び同年9月から同年10月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月から15年4月までの期間、同年10月から16年2月までの期間、同年5月、同年8月及び17年7月の標準報酬月額については、申立人の所持する源泉徴収票の社会保険料等の金額に見合う標準報酬月額及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁が記録する標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、昭和52年4月から平成13年8月までの標準報酬月額について、社会保険庁の記録を確認したところ、改定額等に不自然さはなく、遡^{そきゅう}及して訂正された形跡も無い。

さらに、申立人が、当該期間における保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、事業主に照会しても当該期間に係る申立人の報酬額及び保険料控除額を確認できる関連資料は無いとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 9 月まで
昭和 37 年 6 月に結婚した後は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、夫は申立期間の保険料が納付済みになっているのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である

また、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料は、特例納付、過年度納付、免除期間の追納（現年度納付でない方法）により納付されているが、申立人はその納付状況について夫から具体的に聞いていない上、申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、それを喪失した後の昭和 45 年 11 月に転居先の市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人の夫が特例納付や追納により国民年金保険料をさかのぼって納付した時点（特例納付については、その実施時期により、少なくとも昭和 45 年 7 月以降とみられる。）で、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況が把握されていなかった可能性もうかがえ、夫婦が異なる納付状況になっていることは不自然とまでは言えない。

加えて、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年10月まで
昭和36年10月に結婚し、夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、当時経営していた店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。
私が長女(昭和37年*月*日生)を妊娠していた時期に集金があったことを記憶しているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫はその健康状態から事情を聴取することが困難であり、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年12月10日に夫婦連番で払い出され、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推察されるが、この時点では申立期間の一部(昭和37年4月から38年9月まで)は時効により国民年金保険料を納付することができないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は申立期間について国民年金の被保険者ではなかった期間とされているところ、申立人が所持する国民年金手帳においても申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は昭和40年11月1日であるとともに、同手帳の40年10月以前の検認記録欄には国民年金の被保険者ではなかったことを示す斜線が引かれていることが確認でき、これらの記録は申立人の夫の記録と同じである。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、申立期間中は大学生であり、下宿生活をしていたが、実家の父親が市役所の本所又は支所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

昭和 38 年 4 月に就職して厚生年金保険の被保険者資格を取得したので、父親に「会社が厚生年金に加入させてくれたので国民年金保険料は掛けなくてもよい。」と電話で話したことやこの会社を退職した後に父親から国民年金手帳を受け取ったことを記憶しているので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚した後の昭和 47 年 4 月に払い出されており、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推察されるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料月額について、その父親から渡されたとする国民年金手帳に 500 円ぐらいと記載してあったと記憶していると述べているが、その金額は申立期間の国民年金保険料月額と相違する。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年3月まで

平成8年に夫を亡くしてから、国民年金は自分にとって必要不可欠なものと思い、これまでずっと国民年金保険料を納付してきた。平成13年度の国民年金保険料は義母のけがなどによる出費があったので保険料の免除を受けたが、申立期間については、市役所から交付された納付書により、手持ちのお金と郵便貯金からの出金により保険料を工面し、14年度及び15年度の保険料をそれぞれ一括して納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、24か月と比較的長期間である上、平成14年4月にはそれまで市町村が行っていた現年度の国民年金保険料の収納事務（納付書の作成を含む。）は社会保険庁に一元化され、社会保険事務所が、直接、同保険料を収納することになっており、市が交付した納付書により市の窓口で納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、平成14年11月から16年3月まで不在者として記録管理されていることが社会保険庁の記録から確認でき、この間に社会保険事務所が納付書を発行することは考え難く、申立期間の国民年金保険料を1年分ずつ2回に分けて15年2月と同年12月に納付したとする申立人の主張は信用性が乏しいと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、当時引き出された預金の使途等がメモ書きされた郵便貯金通帳及び平成15年度確定申告書（控）を提出するが、この二つの資料は納付したとする国民年金保険料の納付期間、納付金額等の記載内容がそれぞれ齟齬している上、同確定申告書は実際には所轄税務署に提出されていないことが確認できるほか、申立人は、後日の事情聴取に対し、「平成15年度分の国民年金保

険料は納付したか否かはつきりしない。」、「当時の郵便貯金通帳を見ても、平成 15 年度分の保険料支払いのための出金記録は無かった。」など申立てと相反する旨供述していることを踏まえると、これらの提出資料は申立期間の国民保険料が納付されたことを裏付けるものではないと考える。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 23 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 10 月 30 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 30 日から 35 年 5 月 10 日まで
④ 昭和 35 年 9 月 5 日から同年 10 月 5 日まで
⑤ 昭和 35 年 10 月 5 日から 36 年 1 月 14 日まで
⑥ 昭和 36 年 1 月 23 日から同年 4 月 18 日まで

社会保険事務所で厚生年金の受給を行った際、申立期間について、脱退手当金が支給されているとの記録となっていたが、当時は、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金の請求を行った覚えも、受け取った覚えもないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月8日から35年7月13日まで
60歳ごろに厚生年金を請求した時に、申立期間については、脱退手当金が支給されていると社会保険事務所では言われたが、私は受け取った記憶がない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和35年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間とでは別の記号番号となっており、このことは、脱退手当金を受給したために、申立人の記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月3日から同年4月6日まで
② 昭和28年12月9日から29年3月5日まで
③ 昭和30年3月22日から同年6月1日まで
④ 昭和33年5月5日から同年9月1日まで

昭和28年3月3日からA事業所へ勤務してほしいと言われ、高校の卒業式を欠席して勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が28年4月6日からとなっている。

また、A事業所には、昭和29年3月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は28年12月9日までとなっている。

さらに、B事業所には、昭和29年3月から30年5月まで勤務したが、終わりの3か月間の加入記録が無い。

C事業所には昭和33年5月から同年10月11日まで勤務したが、始めの4か月間の加入記録が無い。

それぞれの事業所に勤務していた期間の厚生年金保険料は控除されていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に就職したとする同僚は、申立人と同様に、昭和28年4月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立てに係る事業所では採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、当時の同僚は、「申立人はA事業所に在籍していたと思うが、勤務期間ははっきりと覚えていない。」と証言している。

さらに、申立てに係る事業所は昭和56年に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明で連絡がとれず、申立期間に係る申立人の勤務の

実態及び厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できなかった。

- 2 申立期間③については、同僚の証言から、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「申立人と一緒に勤務したことはあるが、私が知らない間に退職していた。」としており、他の同僚からも申立人の勤務期間を特定できる証言が得られない上、申立てに係る事業所は昭和34年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明で連絡がとれず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できなかった。

- 3 申立期間④について、C事業所に勤務していた当時の同僚（複数）は、「申立人が申立期間において、C事業所に在籍していたかどうか、はっきりと覚えていない。」としており、申立人の勤務実態についての証言が得られない上、C事業所は昭和56年に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明で連絡がとれず、申立期間④に係る申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できなかった。

また、社会保険事務所が保管するC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間④について、給与から保険料が控除されていた記憶が無く、このほかに申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 6 日から 49 年 7 月 15 日まで
昭和 47 年 11 月に A 事業所に採用され、49 年 9 月 9 日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険については、1 か月のみ加入したこととなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する新入社員名簿から、申立人が、申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の事業主は、「新入社員名簿に記載されている厚生年金保険の加入期間と社会保険庁の記録が一致していることから、申立期間については、厚生年金保険被保険者資格取得届を行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月7日から25年5月ごろまで
昭和22年10月にA事業所に採用され、25年5月ごろまで勤務したが、厚生年金保険については、1か月間のみの加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立てに係る事業所の事業を引き継ぐ事業所も申立期間当時の書類を保存しておらず、申立てに係る事実を確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

さらに、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険台帳と社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された加入記録は一致しており、事務処理に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 15 年 10 月 1 日まで

A事業所が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、給与明細書に記載されている総支給額に比べ低額となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、社会保険庁が記録する標準報酬月額と給与明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致している。

また、申立てに係る事業所に照会したところ、「社会保険庁のオンライン記録どおりの届出を行い、当該標準報酬月額に基づく保険料を納付した。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、さかのぼって訂正された形跡は無く、不自然さはみられない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 16 日から 44 年 10 月 22 日まで
ねんきん特別便により A 事業所での厚生年金保険加入記録が無いことを知り、社会保険事務所に記録を照会したところ脱退手当金が支給されているとの回答であった。

私は当時、脱退手当金の制度について聞いておらず、脱退手当金を請求した記憶も、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立期間に係る脱退手当金裁定請求書に、申立人が申立期間当時居住していた住所地が記載され、申立人によるものと思われる署名押印が存在するとともに、同請求書には請求者の押印漏れや記載誤りがあった場合にその訂正や補正を求める付箋が貼付され、請求者の押印欄に○印があることから、当初提出された請求書に申立人の押印漏れがあり、申立人にその再提出を求めたことが推察されることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する脱退手当金計算書には、社会保険事務所長の決裁印があるなど適正に裁定手続が行われていることが確認できるとともに、同計算書には、「小切手交付済」や「通知書発送済」の印判や国庫送金通知書番号及び送金先の銀行名の記載があることから、申立人が当時居住していた住所地にあった銀行に隔地払いによる国庫金として脱退手当金が送金されたことが推認でき、「小切手交付済」及び「通知書発送済」の日付は、社会保険庁のオンライン記録の脱退手当金の支給決定日に一致する。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被

保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年12月17日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。